

【 概 要 】

厚生労働省が示す身体障害認定基準は、『クレアチン濃度』の数値が主な判断基準となっているため、高齢者や糖尿病患者等クレアチン濃度の数値が低い場合、申請者のじん臓機能の実情(障害の程度)と一致していない等級と判断される場合があります。

したがって、これらクレアチン濃度の数値が低く、実際のじん臓機能の低下が反映されていない申請者に対して、以下の認定基準から判断するものです。

横浜市身体障害者障害程度認定基準に関する要綱(抜粋)

(じん臓機能障害認定基準)

第3条 前条の規定にかかわらず、じん臓機能障害の障害程度において、第2条第1項に規定する身体障害認定基準により得られた級別が、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める状態と著しく適合性を欠くと認められる場合には、市長は、別紙1の基準により認定することができる。

別紙1

次の1から5までの指標により得点を加算し、60点以上の場合、じん臓機能障害1級と認定し、同じく50点以上60点未満の場合、同3級、40点以上50点未満の場合、同4級とする。

なお、この基準は、血清クレアチン濃度(mg/dl)3以上のものに適用することとする。

1 腎不全に起因する臨床症状

- (1) 体液貯留(全身性浮腫、肺水腫、胸水、腹水)
- (2) 体液異常(管理不能な電解質異常・酸塩基平衡異常)
- (3) 消化器症状(悪心、嘔吐、食思不振、下痢)
- (4) 循環器症状(重篤な高血圧、心不全、心包炎、著しい全身性血管障害)
- (5) 神経症状(中枢・末梢神経障害、精神障害)
- (6) 血液異常(Epo抵抗性又は禁忌の重度貧血、出血傾向)
- (7) 視力障害(尿毒症性網膜症、糖尿病性網膜症)
- (8) 栄養障害(低アルブミン血症)

これら、(1)～(8)項目のうち3項目以上に該当する場合、高度(30点)、2項目に該当する場合、中等度(20点)、1項目に該当する場合、軽度(10点)とする。

2 腎機能

血清クレアチン濃度(mg/dl)8以上の場合30点、5以上8未満の場合20点、3以上5未満の場合10点とする。

3 日常生活障害度

尿毒症等のために起床できないものを高度(30点)、同じく日常生活が著しく制限されるものを中等度(20点)、同じく通勤、通学あるいは家庭内労働が困難となったものを軽度(10点)とする。

4 透析例に対する加算

すでに定期的に人工透析が実施されている場合、10点を加算する。

5 年齢による加算

10歳未満及び70歳以上の場合、10点を加算する。